出産・子育て応援事業について *********************

大村市では、すべての妊婦さんが安心して出産・子育てできる環境を目指し、妊娠届出時、出産 前、出産後などに助産師や保健師等が定期的な面談等を通じて継続的な相談支援を行うととも に、経済的支援を実施します。



妊婦支援給付金について

申請者

『妊婦さん』または『産婦さん』に限ります。代理申請はできません。

給付金額

1回目: 妊婦1人につき5万円(多胎児の場合も同額です。) **2回目: 妊娠しているこどもの数×5万円 を給付します。** 大村市の場合、以下(A)(B)いずれかの給付方法を選択できます。

- (A) 現金を希望する場合 → <u>50,000 円(口座振込)</u>
- (B) デジタル地域通貨「ゆでぴ」を希望する場合



申請・届出のタイミング

(1) | 回目: 妊娠届出後『妊婦給付認定申請』

※「医療機関により胎児心拍」が確認できれば、妊娠届出前でも申請することができます。

(2) 2 回目 : 妊娠 32 週以降 または 出産後 『胎児の数の届出』

※妊娠8カ月頃を目安に通知でお知らせします。

流産・死産・人工妊娠中絶をされた方も対象です。手続方法が異なりますのでご連絡ください。

申請·届出方法

電子申請で受け付けています。

二次元コードから『<u>【妊婦支援給付金】妊婦給付認定申請</u>』を選択してください。 <お手続きに必要な情報>

- (A) 現金希望の方
 - → 振込先の口座情報(預金通帳やキャッシュカード) ※ 妊産婦さんの口座に限ります。
- (B) デジタル地域通貨「ゆでぴ」希望の方
 - → ゆでぴアカウントナンバー(数字 16桁)
 - ※ 必ず、ゆでぴアプリのマイページからコピーして貼り付けてください。
- ●審査後、給付が決定した方には、認定通知書が届きます。
- ●申請・届出から給付までの目安は、約1~2カ月です。

申請期限

権利の行使ができる時を起算日として、2年。起算日の例は以下のとおりです。

- ・妊婦給付認定申請については、医療機関で胎児心拍が確認された日
- ・ 胎児の数の届出については、出産予定日の8週間前の日
- ・妊娠が継続できず流産等をした場合は、当該流産等が医療機関において確認された日

留意事項

- ●妊娠中の転出など、給付金の受取りが完了していない場合、転出先の自治体にて、 再度、「妊婦給付認定申請」が必要です。転出先の自治体にお尋ねください。
- ●本市で給付金の受取りが完了した方、または、他市町で給付金の受取りが完了している方は申請できません。

※給付金は、妊婦支援給付金だけでなく、出産・子育て応援給付金も含みます。

*給付金に関するご不明な点は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。 *妊娠・出産・子育てに関する困りごとや不安なことの相談も受け付けています。 電話相談や家庭訪問はもちろん、ご希望に応じてオンライン面談も可能です。

【市ホームページ】 【お問い合わせ先】 大村市こども家庭課 (大村市こどもセンター内) 電話:0957-54-9100 開庁時間:平日8時30分~17時15分



申請フォームはこちら

<u>大村市デジタル地域通貨「ゆでぴ」アプリ</u>

8

①「ゆでぴ」アプリをインストール







加盟店一覧はこちら

② アプリの初回起動

アプリを起動して、利用規約に同意の上で進んでください。



③ PIN コード設定、基本情報の登録、メールアドレス設定

アカウントのセキュリティを高めるために PIN コード(暗証番号)を設定してください。 PIN コードはマイページから変更ができます。

また、メールアドレスの設定を行なってください。その後、認証用のメールが届きます。





④ ログイン時のパスワード設定

登録したメール宛に届いた確認メールの URL をクリックしてください。



⑤ ゆでぴアカウントナンバーについて

初期設定が完了したら、ご自由にご利用いただけます。 『妊婦支援給付金』の給付手続には、ゆでぴアカウントナンバーが必要です。 アプリ内の、マイページから確認できます。

※電子申請の際は、入力誤り防止のため、必ず、コピーして貼り付けてください。





「ゆでぴ」アプリの使い方については、 こちらのQRコードからご確認ください。 お得なキャンペーン情報も掲載しています!!



ゆでぴホームページ